平成２１年（再ロ）第１０８号
大阪市住吉区我孫子東２丁目10番16―503号
再生債務者　高本　弘萬
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年２月22日まで
平成22年１月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第３０号
千葉県八千代市八千代台東３丁目７番２号
再生債務者　築舘　　隆
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年２月９日まで
平成22年１月25日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第１０１２２号
埼玉県大里郡寄居町大字富田1320―３
再生債務者　新井　　悟
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年12月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年２月９日まで
平成22年１月26日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第９８号
大阪府高槻市芥川町４丁目19番13号アーバンライフミレイ308
再生債務者　人見　芳彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第６３号
大阪府枚方市高野道１丁目14番21号
再生債務者　大石　　弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第５号
和歌山県橋本市妻152番地の６
再生債務者　森本　忠男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月25日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（再ロ）第５号
青森県八戸市吹上１丁目７番25号
再生債務者　日山　寿康
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月26日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第２５号
横浜市保土ケ谷区川辺町２番地２　パイロットハウス星川Ｂ―509号
再生債務者　大久保光貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月26日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第６号
石川県小松市不動島町甲10番地１
再生債務者　地井　秀豊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月26日　金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（再ロ）第１７号
大阪府岸和田市荒木町１丁目２番13号
再生債務者　三谷　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月26日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併をしております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）http://www.advancecreate.co.jp/group/arm.html
平成二十二年二月三日
大阪市中央区瓦町三丁目五番七号
（甲）株式会社アドバンスクリエイト
代表取締役　濱田　佳治
大阪市中央区瓦町三丁目五番七号
（乙）株式会社アドバンスリスクマネジメント
代表取締役　村上　浩一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年二月二日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.advancecreate.co.jp/group/ichiba.html
（乙）http://www.ad-mm.jp/kessan/index.html
平成二十二年二月三日
大阪市中央区瓦町三丁目五番七号
（甲）株式会社保険市場
代表取締役　堀　　了太
大阪市中央区瓦町三丁目五番七号
（乙）株式会社アドバンスメディアマーケティング
代表取締役　椿　　晋祐

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は、乙の小型車リース事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずにこの会社分割を行います。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十五日
掲載頁　一八五頁（号外第一三四号）
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
平成二十二年二月三日
東京都中央区京橋二丁目三番一九号
（甲）興銀オートリースリース株式会社
代表取締役社長　渡辺　紳一
東京都中央区京橋二丁目三番一九号
（乙）興銀リースリース株式会社
代表取締役社長　阿部　　勗

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は、乙の大型車リース事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずにこの会社分割を行います。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十五日
掲載頁　一八五頁（号外第一三四号）
平成二十二年二月三日
東京都中央区京橋二丁目三番一九号
（甲）興銀リースリース株式会社
代表取締役社長　阿部　　勗
東京都中央区京橋二丁目三番一九号
（乙）興銀オートリースリース株式会社
代表取締役社長　渡辺　紳一